

多摩市告示第 号

令和5年度労務報酬下限額等

平成4年多摩市告示第501号で規定したもののうち、多摩市公契約条例第5条第2号から第 4号に規定する業務の労働者等に適用する労務報酬下限額について、以下のとおり改定する。

令和5年 月 日

多摩市長 阿 部 裕 行

〔単位:円(1時間当たり)〕

多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額

(改定前)

労務報酬 業務内容 下限額 公園管理業務 施設の樹木管理業務 1, 109 多摩市公契約条例第5条第2号から第 法面維持管理業務 学校給食配膳業務委託 1, 109 1, 109 上記以外の業務・指定管理協定

4号に規定する業務の労働者等 【委託・指定管理協定等の業務に従事 する者】

適用する業務

(改定後) 〔単位:円(1時間当たり)〕

適用する業務	業務内容	契約締結日	労務報酬 下限額
多摩市公契約条例第5 条第2号から第4号に 規定する業務の労働者 等 【委託・指定管理協定等 の業務に従事する者】	公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	令和5年4月1日から 令和5年9月30日の間	1, 109
		令和5年10月1日から 令和6年3月31日の間	1, 113
	学校給食配膳業務委託	令和5年4月1日から 令和5年9月30日の間	1, 109
		令和5年10月1日から 令和6年3月31日の間	1, 113
	上記以外の業務・指定管理協定	令和5年4月1日から 令和5年9月30日の間	1, 109
		令和5年10月1日から 令和6年3月31日の間	1, 113